

【スポーツ庁国庫補助事業】

平成29年度日中スポーツ交流・地域交流推進(都道府県・市区町村交流)

事業実施に関する留意事項

網掛部は昨年度からの追記・変更事項

標記事業の実施を希望される場合は、以下の内容を事前にご確認ください。

1. 事業の取り扱いについて

<派遣・受入事業>

- 主催団体は、公益財団法人日本体育協会及び当該都道府県体育(スポーツ)協会とする。
- その他の団体は、主管等とする。
- 事業名には以下の冠名称を付記すること。
◇ スポーツ庁国庫補助事業
- 派遣・受入ともに、スポーツ活動(練習・試合・講習会・スポーツ観戦など)を主体とし、なおかつ、文化探訪(市内見学・買い物など)を含む日程とする。また、スポーツ活動と文化探訪の活動時間の割合は必ず2対1以上(スポーツ活動の割合を2より多くする)とする。
- 本交流を主管する団体は、日本選手団員を複数の団体から選出すること。

2. 派遣・受入事業の対象経費について

<派遣事業>

渡航費(航空運賃)

- 実費。ただし、1人90,000円を超える場合は90,000円を委託対象上限額とする。
- 日本団員の委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。なお、団員は事業に全日程参加することとし、途中参加や途中帰国した者については委託対象外とする。
- 委託対象航空運賃は次の通りとする。
エコノミー団体航空券、国内空港施設使用料、海外空港税、航空保険料、燃油サーチャージ
※国内経由便を利用する場合は、海外航空券(日本⇄中国)のみ対象とする。
- 参加団員の辞退または事業中止などによって発生するキャンセル料については、委託対象外とする。

<受入事業(委託対象経費上限:6泊7日)>

活動のすべて(文化探訪を含む)を受入県内で行うこととする。ただし、韓国選手団の利用空港については、利便性の観点から、県内外を問わない。

① 諸謝金(日本側通訳謝金)

- 1日15,000円を委託対象上限額とする。
- 通訳の委託対象人数は1名までとする。

② 滞在費(中国団宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 中国団員委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。

③ 旅費(日本側運営役員・日本側通訳宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 日本側の通訳および運営役員の委託対象人数は各1名までとする。

④ 借損料

(1) 競技会場・施設借上げ

- 実費。1事業50,000円を委託対象上限額とする。
- 競技を実施するために必要と認められる設備・備品のみ委託対象とする。
(例:会場、更衣室、照明、競技用具、電光掲示板)
- 国内の総合大会などに中国団員が参加する場合は委託対象外とする。

(2) 中国団員国内移動バス借上げ

- 実費。1日50,000円を委託対象上限額とする。
- 有料道路通行料がバス借上げ料と明確に区別されている場合は委託対象外とする。

※業者への見積り依頼時並びに収支予算書作成時には、上記科目のみ記載することとし、委託対象外のもの(例:ユニフォーム作製費用、文化探訪入場料等)については記載不要とする。

なお、委託対象外の項目が見積書に記載されている場合(例:渡航費の見積書に海外旅行保険の費用が記載されている等)は、収支予算書の「その他」の欄に記載すること。

3. 中国を含む3カ国以上で実施する交流事業について

<派遣事業>

中国への派遣に係る日本団の航空運賃のみ委託対象とする。

<受入事業>

- 中国の1カ国に係る経費(宿泊費、通訳謝金)のみ対象とする。
- 会場・施設借上げ料は対象外とする。
- バス借上げ料は対象国(中国)が明確に区分できる場合のみ、対象とする。

4. 今後の流れについて

- ① 各都道府県体育(スポーツ)協会からの実施希望調査(回答)を本会にて精査。
- ② 本会から当該都道府県体育(スポーツ)協会へは、3月末に事業内定・非内定通知文書を送付。
- ③ 当該都道府県体育(スポーツ)協会は委託金申請書類を事業実施30日前までに本会へ提出。

※事業実施30日前までにご提出いただけない場合は、内定取り消しとなります。

※実施希望調査時にご提出いただいた事業概要、日程表、収支予算書から委託金申請までに何らかの変更が生じた場合は、早急に本会まで報告してください。また、変更の内容によっては内定取り消しとなる場合がございますので、予めご承知おきください。